

菰野町では令和7年 **7月の申請分から** 「運動施設使用団体登録制度」が始まります

これまでではご使用の際に毎回『町内か町外か』などをお伺いしており、施設の予約等が煩雑でした。
このことから、施設利用団体を菰野町の町内団体として登録いただき、申請手続の改善を図ります。
一度登録いただければ毎回の確認が不要となり、受付がスムーズになります。

◎町内団体使用料の区分を使用する場合は、登録申請を行い、
町内団体登録済証の交付を受けてください。

【登録要件】

- 構成員が5名以上で、過半数が町内に住所を有する者、
又は町内に通学、通勤する者で構成されている団体。

(そのほか、スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団加盟団体、総合型地域スポーツクラブなど)

- 代表者は、年齢18歳以上の町内に住所を有する者、
又は町内に通学、通勤する者であること。



場 所	単 位	使 用 料	
		町内団体	町外団体
大羽根東野球場	1時間につき(1面)	1,000 円	2,000 円
大羽根西野球場	1時間につき(1面)	500 円	1,000 円
大羽根サッカー場	1時間につき(半面)	1,000 円	2,000 円
朝明野球場	1時間につき(1面)	500 円	1,000 円
朝明運動広場	1時間につき(1面)	500 円	1,000 円
菰野西競技場	1時間につき(半面)	1,000 円	2,000 円

設備器具の 名 称	単 位	使 用 料	
		町内団体	町外団体
大羽根 東野球場	夜間照明設備 1時間につき	6,000 円	10,000 円
	スコアボード (BSO 機)1回	500 円	1,000 円
菰野 西競技場	夜間照明設備 1時間につき	1,000 円	1,500 円

【登録申請方法】



- 右の二次元コードから申請

申込フォーム

<https://logoform.jp/f/NT03Y>

- 各施設・役場等に備え付けの申請書に記入いただき、役場コミュニティ振興課に提出

※審査後、代表者に「菰野町運動施設使用団体登録証」を送付いたします。

お問合せ：菰野町役場 コミュニティ振興課

TEL:059-391-1160 / FAX:059-328-5995